

今治・しまなみ地域通訳案内士申請等書類一覧表

必要書類／申請区分		新規登録	変更届出	再交付	廃止	備考
①	登録申請書 (様式あり)	○				注1
	登録事項変更届出書 (様式あり)		○			
	登録証再交付申請書 (様式あり)			○		
	業務廃止等届出書 (様式あり)				○	
②	健康診断書 (様式あり)	○				医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3か月以内に発行したもの
③	修了証書写し	○	○	○		氏名変更がある場合、戸籍抄本（3か月以内発行）を添付
④	誓約書 (様式あり)	○				・氏名は自署すること ・通訳案内士法第56条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
⑤	写真（2枚）	○	○	○		・最近6か月以内に撮影したもの。 ・無帽、正面、上三分身、無背景 ・縦 3cm×横2.4cm（ふちなし） ・頭部全体が写っているもの（頭上を3mm程度空けたもの） ・モノクロ、カラーどちらでも可 ・合成または加工・修正しているものは不可 ・裏面に氏名を記入のこと
⑥	地域通訳案内士登録証		○	△ ※1	△ ※1	※1 亡失（紛失）の場合は、理由書を添付
⑦	変更した事実を証する書類		○ ※2			変更前後の記載がある書面 (例) 住民票原本(3か月以内発行) 戸籍抄本原本(3か月以内発行) など ※2 住民基本台帳ネットワークシステムにより、本人情報の確認を受ける場合は添付不要
⑧	住民票	○ ※2				3か月以内に発行されたもの ※2 住民基本台帳ネットワークシステムにより、本人情報の確認を受ける場合は添付不要
⑨	本人確認書類	○	○	○		・運転免許証、パスポート等 ・日本国籍を有しない方は、在留カード
⑩	代理権限授權書	○				注3
⑪	代理人誓約書	○				法人の場合は役員全員分
⑫	定款または寄付行為	△ ※3				注2 ※3 法人の場合 (3か月以内に発行されたもの)
⑬	登記事項証明書	△ ※3				注2 ※3 法人の場合 (3か月以内に発行されたもの)
⑭	代理人本人確認書類	○				・3か月以内に発行された住民票、運転免許証、パスポート等 ・日本国籍を有しない方は、在留カード

注1 新規登録申請は登録を受けようとする者、本人が今治市観光課の窓口で行うこと。

注2 登録を受けようとする者が日本国外に居住している（非居住者である）場合に限る。

注3 登録者本人と代理人が業務上密接な関係であることを証する書類を添付。
(通訳案内士の登録を条件に、手配旅行を締結した契約書の写し等)

注4 郵送による登録証の受け取りを希望する者は、返信用封筒（定型郵便物に該当するサイズの封筒）に宛先を記入し、460円分（簡易書留）の切手を貼り付け、提出書類に添付すること。